

## 中小企業・農業編

### 【中小企業者を対象とした貸付制度】

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に、災害復旧貸付の利用や既往債務の取扱いについての相談窓口を設置しています。今回の震災の発生を受けて、融資限度額や金利引き下げ措置等を拡充した「東日本大震災復興特別貸付」が創設されています。なお、資金繰り（信用保証）についても「東日本大震災復興緊急保証」（信用保証協会受付）が創設されています。
- ◆ 詳しくは、下記の相談窓口にお問い合わせください。
  - ・ 中小企業電話相談ナビダイヤル(0570-064-350)
    - ※ 東北経済産業局産業部中小企業課  
(TEL : 022-263-1111 (内線 5754、5755、5756)、直通 022-221-4922)
  - ・ 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル (TEL : ☎0120-154-505)
  - ・ 日本政策金融公庫 仙台支店  
中小企業事業 (TEL : 022-223-8141)、国民生活事業 (TEL : 022-222-5173)
  - ・ 商工組合中央金庫 仙台支店 (TEL : 022-225-7411)
  - ・ 日本政策投資銀行 東北支店 (TEL : 022-227-8181)
  - ・ 宮城県商工経営支援課 (TEL : 022-211-2744)
    - ※ 県独自の制度融資（みやぎ中小企業復興特別資金、経営安定資金、災害復旧対策資金）

### 【宮城県制度融資「みやぎ中小企業復興特別資金」の利子補給】

- ◆ 宮城県制度融資の「みやぎ中小企業復興特別資金」を借り入れている方で、事業所のある市町村長からり災証明書などの交付を受けた方に対して、融資額 3,000 万円までの利子を 3 年間補給するとのことです。
- ◆ 詳しくは、宮城県商工経営支援課 (TEL : 022-211-2744) にお問い合わせください。

### 【中小企業者を対象とした仮設店舗等の貸与】

- ◆ 中小企業基盤整備機構では、震災により甚大な被害を受けた地域の中小企業等が早期に事業を再開できるように仮設店舗、仮設工場等を整備し市町村に一括貸与しています。入居の場合は市町村との入居契約となります。
- ◆ 詳しくは、各市町村の商工観光・産業振興担当窓口又は中小企業基盤整備機構中小企業復興支援センター仙台 (TEL : 022-399-9077) にお問い合わせください。

## 【被災農家の経営再建】

- ◆ 被災農家の経営再開のため、共同で復旧作業を行う農業者に対し、地域農業復興組合を通じてその活動に応じて支援金を支給します。

(水田作物・野菜・果樹—水田作物：3.5万円/10a、露地野菜・果樹：4.0万円/10a、施設野菜：5.0万円/10a、畜産—乳用牛：29,700円/頭、肉用牛（繁殖）182,200円/頭、肉用牛（肥育）21,700円～59,000円/頭、肉用牛（育成）10,500円～13,200円/頭、豚（繁殖）22,400円/頭、鳥（採卵）12,000円/千羽等）

詳しくは、東北農政局戸別所得補償制度推進室（TEL：022-722-7337）にお問い合わせください。

- ◆ また、被災した農地・農業用施設の復旧までの間、償還中の負担金の利子相当額を最大3年間助成する「東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業」も行っていきます。詳しくは、東北農政局農地整備課（TEL：022-263-1111）にお問い合わせください。

## 【農林漁業被害に関する相談窓口、融資窓口】

- ◆ 農林水産省では、農林漁業全般の被害に関する総合相談窓口を開設しています。

- ・ 農林水産省総合相談窓口

(TEL：03-3502-8111 (代表) 月曜日～金曜日 9時30分～18時15分)

(注) ☎0120-355-567は、平成24年9月2日に廃止されました。

- ◆ また、今回の震災の発生を受けて、被災された農林漁業者及び食品事業者に対する融資や返済についての特別相談窓口を設置し、各種資金制度に対して、震災特例融資措置をしています。

- ・ 日本政策金融公庫 仙台支店 農林水産事業 (TEL：022-221-2331)

- ・ 宮城県農林水産経営支援課金融班 (TEL：022-211-2756)

[ガイドブック目次に戻る](#)  
[東北管区行政評価局HPに戻る](#)